

令和2年度 高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 ビジネスプラン募集要項

兵庫県では、多様な経験や資格・能力を持った高齢者を構成員とした団体※のコミュニティ・ビジネスの立ち上げを応援しています。

これまでの経験や資格を活かし、充実したセカンドライフを送るため、社会の担い手として地域の課題解決にビジネスでチャレンジしませんか。

※…下記3参照

1 目的

多様な経験や資格・能力を持った高齢者を構成員とし、地域社会の様々なニーズを満たすサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスを新たに起こそうとする者を支援するため、「高齢者コミュニティ・ビジネス※離陸応援事業」を実施します。

具体的には、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された団体※に対し、その事業化、具体化を行うための経費の一部を助成するものです。

また、助成金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）により、事業実施に必要な経費について更なる支援を行います。

※ 高齢者コミュニティ・ビジネス

多様な経験や資格・能力を持った高齢者の生きがいある新しい働く場づくりをめざして、県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、自立したライフスタイルづくりをめざす取り組みの一つとして、地域課題の解決に自分たちで取り組み、対価を得ることでビジネスとして継続させていく事業

2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

3 応募資格等

下記の要件を満たす団体

- (1) 兵庫県内に活動拠点を置き、兵庫県内の地域を活動領域としている団体（任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等）
 - (2) 令和2年4月1日現在、代表者が55歳以上で、構成員が3人以上、うち55歳以上の者が2人以上（代表者含む）であること
 - (3) 必要に応じて高齢者の就業に配慮した勤務条件・労働環境を整備していること
- ※ 既に事業を行っている団体であっても、高齢者コミュニティ・ビジネスとして新たな展開や事業の拡大を行う場合は、応募することができます。

注 意

① 対象外となる団体

ボランティア活動団体、宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、組合

② 対象外となる業種：別記(2ページ)参照

③ その他応募できない者

ア 県及びセンター等が実施する次の補助・助成事業により過去に補助金等を受けた方

また、同一年度に本助成金と下記補助金等を同時に受けることはできません。

女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業（ふるさと起業支援事業）、クリエイティブ起業創出事業、ひょうご IT 事業所開設支援事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業、IT 戦略推進事業（兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業）、コワーキングスペース開設支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者生活支援ビジネス離陸応援事業

イ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合

反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。

ウ 国税又は地方税の滞納がある場合（ただし、課税庁が認めた納入計画があるものを除く）

④その他

- ア 申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則、その助成対象経費を控除すること
- イ 市町等から介護保険制度や障害者総合支援制度における給付費等の支給がある事業（または部分）は対象外です。
- ウ 代表者要件や団体要件、活動拠点の変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定の取り消しまたは助成金の返還を求めることがあります。
- エ 申請は戸籍上の氏名でしか申請できません（旧姓、ビジネスネーム等の使用不可）

別記 助成対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は対象となります。）、漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (2) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。）
- (3) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (4) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）規制の対象となる下記業種。（風俗営業法第2条）
 - ア 「接待飲食等営業」客を接待して飲食させる営業（料理店、カフェ、キャバレー、バー、クラブ、キャバクラなど、また、店舗の照度が10ルクス以下の暗い店舗・5㎡以下の個室を設ける店舗及び深夜(午前0時~6時)における酒類提供飲食店営業)等 法第2条第1項1号~3号、第32条
 - イ 「遊技場営業」マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、射的場 等法第2条第1項4号~5号
 - ウ 「性風俗関連特殊営業等」法第2条 第5項~10項に該当する営業 等
 - ② 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291のうち左記のもの)
 - ③ 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999のうち左記のもの)
 - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803)
 - ⑤ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業(細分類8094)
 - ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096のうち左記のもの)
 - ⑦ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く)(細分類9299のうち左記のもの)
 - ⑧ 政治・経済・文化団体(中分類93)
 - ⑨ 宗教(中分類94)

※ 助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として起業・第二創業する場合は助成対象外となります。

4 対象事業

- (1) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であり、ビジネスとして継続的に実施される事業
- (2) 地域課題の解決、地域貢献を目的とし、地域と連携した事業であり、地域経済の活性化に資する事業
- (3) 平成31年4月1日から令和3年1月末日までに、新たに開始した、または予定である事業

5 助成対象経費

- (1) 事業の立ち上げ等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費
 ※ 令和2年4月1日から令和3年1月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること（納品日や支払日が助成対象期間外である経費は、助成対象となりません。）
- (2) 下表「内容」欄に記載された費目（記載以外の費用は助成対象とはなりません。）。

(区 分)		内 容
起業に要する経費	事務所開設費	①事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ※ 代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。 起業プラザひょうご賃料は対象外 ②事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費 ※ 住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。
	初度備品費	事業の実施に不可欠な備品（耐用年数1年以上、概ね単価1万円以上のもの）の購入・リース料 ※ 車両の購入費は含まない。
	専門家経費	①事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費） ②事業の立ち上げに必要な外注費（調査・分析・設計等）
	事業費	①広告宣伝費（ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等） ②事業活動に必要な通信（通信料のみ）・運搬費、光熱水費 ※ 人件費や団体等会費・登録費等は含まない。
	人件費	55歳以上の雇用者（役員等も可）の賃金・交通費等（助成上限50万円）
空き家活用に要する経費	空き家改修費	事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（トイレの水洗化、雨漏り補修等）※ 住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ≪空き家要件≫ 現に居住その他の使用がなされていない住宅（共同住宅の空き住戸も含む）で、アからウのいずれにも該当するもの ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報（空き家バンク）に登録している住宅については、イ及びウに該当するもの ア 現に居住その他の使用がなされていない期間が6か月以上であるもの イ 築20年以上経過したもの ウ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること ※ 上記期間は、当該住宅の取得（賃貸借・売買契約）時点での経過期間 </div>

注 意

- ① 助成対象経費には、消費税及び地方消費税、源泉所得税を含みません。
- ② 前表記載の経費に該当する場合でも、審査等により対象外や減額する場合があります。他事業と共用するものは対象外です。
- ③ 空き家活用に要する経費については、上表の≪空き家要件≫に該当する場合のみ補助対象となります。資料や現地調査により要件充足を確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。また、空き家の活用にあつては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内の場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部局に相談してください。

助成対象経費は全て申請者に係るものであり、支払もすべて申請者が行ったものに限りません。

（見積書・発注書、請求書、領収書等が必要であり、宛名も全て必要）

※1 法人成りした後は、法人口座からの支出であることが必要です。

※2 電子マネー決済は領収書が出せるものに限りません。

6 助成対象期間等

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の助成対象期間は令和2年4月1日～令和3年1月末日であり、その期間に支払った経費を助成します。

※ 口座振替等の場合も、その期間までに支払ったものに限りです。

7 助成率

助成対象経費の2分の1以内

8 助成限度額

	(1) 空き家を活用しない場合	(2) 空き家を活用する場合
起業に要する経費	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	—	100万円以内
計	100万円以内	200万円以内

※ 起業に要する経費の内、人件費を申請する場合は、このうち50万円が上限になります。

9 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下の(1)から(6)とし、外部専門家を含む審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。

なお、審査は、書面審査通過者に対し、ヒアリング審査を実施します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

- (1) 地域社会への貢献度
- (2) 新規性・独創性・優位性
- (3) 市場性（成長性）
- (4) マーケティング戦略（継続性）
- (5) 地域経済活性化への波及効果（就業機会の貢献等）
- (6) 経営者の資質

10 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へ採択結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じません。）。

助成金交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

11 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者（以下「助成事業者」という。）は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます（様式は別途配付）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、原則、完了日から30日以内又は令和3年2月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書等を提出していただきます。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。この期限までに提出されない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。ただし、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料がそろっていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金の支払いを行わないことがあります。

(3) 関係書類の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も助成金交付年度の翌年度から5年間、関係書類を必ず保存してください。

(4) 公表

助成事業者の法人名及び代表者名、事業名、事業概要等について公表します。

(5) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

12 ひょうごチャレンジ起業支援貸付

助成金とともに事業実施に伴う必要な経費について無利子貸付制度「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」を同時申請することができます(詳細は別紙(9~13ページ)参照)。

これにより事業実施に必要な経費について、上記助成金上限 100 万円(空き家を活用する場合は計 200 万円)の申請とは別に、貸付金として最大 500 万円を申請することができます。

13 応募方法

(1) 事前相談

応募については、必ず、生きがいしごとサポートセンターで事前相談をし、アドバイスを受けてください。(生きがいしごとサポートセンター…8ページ参照)

また、申請書の提出前に、事前相談を受けた生きがいしごとサポートセンターの確認印をもらってください。確認印がないと受付できません。

なお、確認印は最後の相談の際にももらうようにしてください。

(2) 提出先

申請に必要な書類を下記へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

平日：9：00～17：30 12：00～13：00を除く

(3) 受付期間

令和2年4月20日(月)から7月31日(金) 最終日16時必着(厳守)

(4) 申請に必要な書類(様式はセンターのホームページからダウンロードしてください。下記参照)

	項目	備考
申請書関係	①「高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」事業計画申請書(様式1)	ホームページからダウンロードして記載すること
	② 事業計画書(様式2)	
	③ 助成金の使途(様式3)	
	④ 生きがいしごとサポートセンター他記入ページ(9ページ)	
	⑤ その他(事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類)	添付資料は A4 片面で 3 枚迄とすること
団体・事業がわかる書類	履歴事項全部証明書の写し(法人の場合) *今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の写しも必要	発行日が申請日から3か月以内のもの
	定款もしくは団体の規約	
	代表者の住民票の写し	現時点で手元にあるもの
	構成員名簿及び 55 歳以上の構成員の生年月日が確認できる書類	生年月日を必ず記載 運転免許証の写し 等
	事業を実施する場所の概要資料(現況写真・図面等)	

許認可を伴う業種	許可証の写し	飲食業の許可証 等
貸付同時申請者	ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書（様式）	

【参考】 上記に併せて提出が必要な書類

	項 目	提出時期
法人の場合	履歴事項全部証明書	採択後、助成金交付申請提出時 ※コピー不可
	代表者及び法人の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）	
	代表者の住民票	
任意団体の場合	代表者の住民票	採択後、助成金交付申請提出時 ※コピー不可
	代表者の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）	
許認可を伴う業種	許可証の写し	飲食業の許可証 等
空き家の活用に要する経費の助成を受ける場合	建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）	採択後、助成金交付申請提出時
	空き家の要件（3ページ）を満たすことの確認書 …家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書（別途提示します）	
貸付同時申請者	起業に要する資金調達計画書	書面審査通過時

※1 助成金交付申請時に県内に居住していない場合は、県内居住後、速やかに住民票を提出すること。

※2 応募時に提出できない場合は、助成金交付申請時に提出すること（令和3年1月末迄に提出できない場合は交付決定が取消となります）

14 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため

15 この助成金に関する問合せ

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112

E-Mail : shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付

平日 9:00~17:00 (12:00~13:00 除く)

■申請書等ダウンロード先

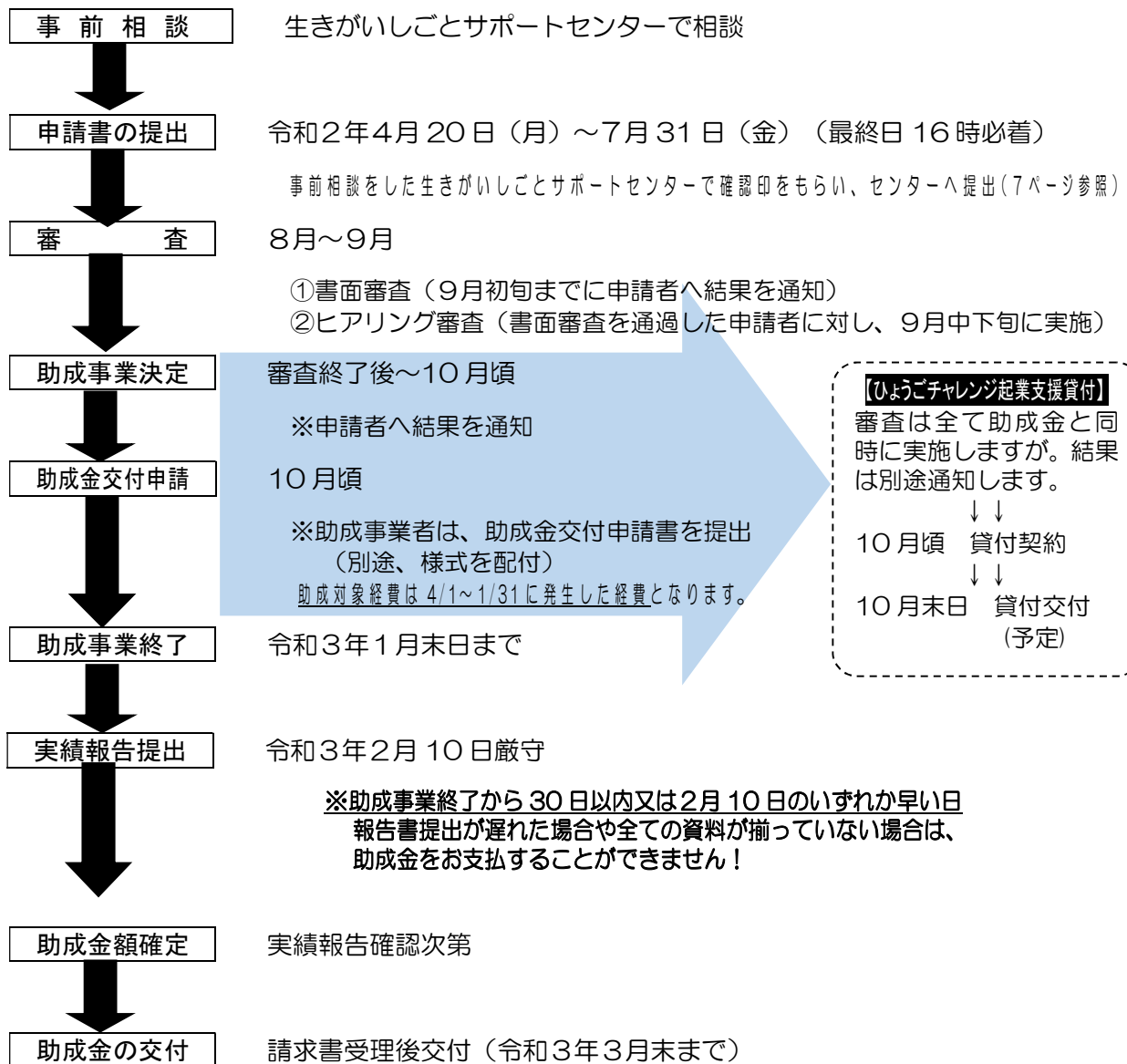
<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索



16 助成金交付までの流れ（予定）



☆この助成金は、国の会計検査院の検査対象となっていることから、虚偽報告等が判明した場合、精算払い後に全額返還命令となることがあります。厳正かつ適正な申請及び実績報告を行ってください。

生きがいしごとサポートセンターについて

生きがいしごとサポートセンター(生きサポ)では、兵庫県の補助を受け、コミュニティ・ビジネス等の起業・就業・事業運営に関する相談への対応や情報提供など、コミュニティ・ビジネスを応援する各種支援事業を行っています。

この助成金の申請にあたって、事業計画の策定等の相談・助言を行っていますので、申請書を提出する前に、事業計画について助言を受けてください。

センター名	所在地	連絡先等	
生きがいしごとサポートセンター神戸東(ワラビー)	〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町 5-2-2 ビュータワー住吉館 104	TEL	078-841-0387
		FAX	078-841-0312
		ホームページ	http://www.cs-wallaby.com/
生きがいしごとサポートセンター神戸西(NEXT)	〒654-0055 神戸市須磨区須磨浦通 4-4-6 須磨浦ビル 207 号室	TEL	078-731-2251
		FAX	078-735-0164
		ホームページ	http://ikisapo.com/next/
生きがいしごとサポートセンター阪神南(105 トーゴ)	〒662-0854 西宮市櫛塚町 2-20 西宮商工会館本館 3階	TEL	0798-22-5038
		FAX	0798-22-5068
		ホームページ	http://ikisapo105.com/
生きがいしごとサポートセンター阪神北(CDC)	〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-1 ソリオ1 3F (宝塚 NPO センター内)	TEL	0797-87-4350
		FAX	0797-85-7799
		ホームページ	http://cdc.hnpo.net/
生きがいしごとサポートセンター播磨東(135 -イチサングー)	〒673-0892 明石市本町 2-10-2 兵和ビル 3F	TEL	078-915-0075
		FAX	078-915-0076
		ホームページ	https:// ikisapo.org/
生きがいしごとサポートセンター播磨西	〒670-0923 姫路市呉服町 48 大手前通りハトヤ第一ビル 5F	TEL	079-224-8900
		FAX	079-224-1553
		ホームページ	http://www.ikisapo-harima.com/

高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 助成金の申請は、
まず、生きがいしごとサポートセンター(生きサポ)でアドバイスを受け、
確認印をもらったうえ、
ひょうご産業活性化センターに郵送または持参してください。

助成金申請書 提出締切 7月31日(金) 16:00 必着